

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
公告	
秋田県公共事業共有統合データベースシステム構築業務についての企画提案書の提出（建設管理課）	1

公告
秋田県公共事業共有統合データベースシステム構築業務についての企画提案書の提出（建設管理課）

公 告

秋田県公共事業共有統合データベースシステム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
秋田県公共事業共有統合データベースシステム構築業務
 - (二) 公告業務の内容
秋田県における公共事業に係る各種情報のデータベース化による事務の効率化及び省力化を図るため、公共事業共有統合データベースシステムの設計開発を行う。
 - (三) 履行場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
 - (四) 履行期限
平成十八年三月二十日（月）
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「提出資格」という。）を有すると

知事に認定されたものとする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者
- 三 提出資格の認定の手続
- (一) 提出資格の認定の申請
 - (1) 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
 - 提出書類及び提出部数
 - 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書（以下「申請書」という。）
 - 二部
 - ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
 - イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等
 - ウ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容
 - エ 公告業務の履行体制（担当者の職、資格、経験等）
 - 提出方法
持参し、又は郵送すること。
 - 提出期間
平成十七年六月三日（金）から同月十日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。
 - なお、提出後における申請書の追加及び変更は、認めない。
 - 提出場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県建設交通部建設管理課 電話〇一八 八六〇 二四二〇
 - (2) 提出資格の認定の時期
平成十七年六月中旬
 - (3) 提出資格の認定の結果の通知
提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
 - (4) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

- 四 企画提案書の提出手続
- (一) 提出書類
- 次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判横長用紙、横書き、左とじ）
- 十二部
- (1) 提案するシステムの概要
- (2) ソフトウェアの内容
- (3) ハードウェアの内容
- (4) システムの開発方法
- (5) システムの維持管理の方法
- (6) 経費の概算額及びその内訳
- (二) 提出方法
- 持参し、又は郵送すること。
- (三) 提出期間
- 提出資格の認定の日から平成十七年七月十一日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。
- なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。
- (四) 提出場所
- (一) (三)に同じ。
- (二) (四)に同じ。
- 五 最優秀提案者の選定等
- (一) 選定に關し審査する事項
- 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
- (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性及び実現性
- (2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
- (3) 公告業務を履行する能力
- (4) 公告業務と同程度の同種又は類似の業務に係る実績
- (5) 公告業務の履行に係る経費の額

- (二) 選定方法
- 次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
- (1) 第一段階
- 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
- (2) 第二段階
- 第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
- (三) 選定の時期
- 平成十七年八月下旬
- (四) 選定の結果の通知
- 選定の結果については、書面により速やかに通知する。
- (五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
- (1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求め旨を記載した書面を(三)(四)の場所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
- (一) (三)及び(四)に同じ。
- 七 説明会の日時及び場所
- (一) 日時
- 平成十七年六月三日（金）午後二時から午後四時まで
- (二) 場所
- 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 第十一会議室
- 八 その他
- (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 問い合わせ先
- 秋田県建設交通部建設管理課建設情報推進班 電話〇一八 八六〇 二四二〇

九 概 要

Summary

- (1) Subject matter
Proposals for the creation of a Shared Public Works Integrated Database system
- (2) Deadline for the submission of proposals
5:15 P.M. 11 July, 2005
- (3) Contact information
Public Works Engineering Division, Department of Public Works & Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan, TEL 018-860-2420

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄